◆◆◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」第576号（R2.10.16）◆◆◆

＝はじめに＝
このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。
また、自動車運送事業等における安全・安心確保に関する最近の情報等についてもトピックとして提供していますので、ご活用ください。

＝目　次＝
1.重大事故等情報＝5件（10月9日～10月15日分）
(1)乗合バスの車内事故①
(2)乗合バスの車内事故②
(3)法人タクシーの死傷事故
(4)法人タクシーの衝突・火災事故
(5)個人タクシーの衝突事故

2.トピック
(1)大型貸切バスの車内換気の可視化実験について
(2)バスの交差点での死亡事故を踏まえた事業用自動車の安全確保の徹底について
(3)観光バス及び路線バスの車内換気能力
(4)事業用自動車の運転者に対する飲酒運転の防止等法令遵守の徹底について（再要請）

◇◇◇

(3)法人タクシーの死傷事故
10月10日(土)午前1時57分頃、大阪府の国道の交差点において、府内に営業所を置く法人タクシーが乗客1名を乗せ運行中、青信号に従い進入したところ、左側から赤信号で進入してきた自転車と衝突した。
この事故により、当該自転車利用者が死亡した。

(4)法人タクシーの衝突・火災事故
10月13日(火)午後8時頃、北海道の市道において、道内に営業所を置く法人タクシーが空車で運行中、脇道から市道に左折で進入したところ、右側から直進してきた乗用車と衝突し、当該タクシーから出火した。
この事故により、当該タクシー運転者が重傷、乗用車の運転者と同乗者の2名が軽傷を負った。

(5)個人タクシーの衝突事故
10月14日(水)午後5時30分頃、富山県の県道において、県内に営業所を置く個人タクシーが乗客1名を乗せ運行中、右折しようと軌道線を横断する際に、前方から進行してきた路面電車と衝突した。
この事故により、当該タクシー運転者が軽傷を負った。

上記5件の死傷者数計：死亡1名、重傷3名、軽傷3名（速報値）

◇◇◇

---

(2)バスの交差点での死亡事故を踏まえた事業用自動車の安全確保の徹底について
（配信日：R2.7.31）

本年に入り、バス車両が丁字路を右折する際に、交差点の歩道上を車両左手側から横断する子供と衝突し、子供が死亡する事故が立て続けに生じております。
また、子供がバス車両前方を横断する際の事故が近年数多く発生しています。
自動車運送事業者の皆様におかれましては、同種事故の再発を防止するため、運転者に対する指導・監督、点呼等を通じて、次の事項について改めて徹底するようお願い致します。

（１）バス車両は、「死角が大きい」ことから、直前、側方、後方など見えない部分に配慮した運転が必要であることを認識させること。特に、丁字路をはじめとした交差点での右折時に車両左手側から進行する歩行者等に気を配ること。

（２）道路には、歩行者や自転車などが通行しており、それぞれの行動を理解し走行時に配慮することにより、事故を回避できることを認識させること。

（３）歩道側の植え込みなどにより見通しの悪い交差点では、歩行者や自転車が飛び出してくる可能性が高いことから、一時停止または徐行し、注意して走行することが必要であることを認識させること。

---

(3)観光バス及び路線バスの車内換気能力
（配信日：R2.6.19）

大型自動車メーカー等の協力のもと、主な観光バス及び路線バスの車内換気能力についてまとめました。

〇観光バスの車内換気能力
観光バスは、エアコンの外気導入モードを使用することにより、窓を閉めた状態で５分程度で換気する能力があります。
また、８割以上の車両は窓を開けられる構造であり、利用者が窓を開けて換気することも出来ます。

〇路線バスの車内換気能力
路線バスは換気扇を使用することにより、３分程度で換気する能力があります。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→
https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/top/data/covid19_info_shyanaikanki.pdf

---

(4)事業用自動車の運転者に対する飲酒運転の防止等法令遵守の徹底について
（再要請）
（配信日：R2.5.22）

事業用自動車の運転者に対する飲酒運転の防止については、「事業用自動車総合安全プラン2020」において事業用自動車における飲酒運転ゼロを目標に掲げ、様々な取組を実施してきたところです。また、昨年5月にも「事業用自動車の運転者に対する飲酒運転の防止等法令遵守の徹底について」（通達）を発出し、事業者の皆様に、特に以下の事項について周知徹底していただくよう、お願いしてきたところです。
しかしながら、昨年の飲酒運転による事業用自動車の交通事故は56件と、「事業用自動車総合安全プラン2020」を策定した2016年以降で最多となりました。
また、本年は、国土交通省への報告が求められる重大事故が、昨年同時期を上回る13件発生しています（速報ベース）。特に、5月に入り4件の事故が発生しているところです。
自動車運送事業は、今般の新型コロナウイルス感染症が拡大する中、国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な存在であり、事業者の方々に日々ご尽力いただいているところですが、こうした中で飲酒運転による事故が相次いで発生していることは、運送事業に対する社会の信頼の失墜に繋がる事態であり、誠に遺憾です。
つきましては、「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」等を活用し、飲酒運転の防止の徹底について、改めて周知徹底いただくよう、お願いいたします。

運転者に対する指導・監督、点呼等において、以下のことを徹底すること。
（１）飲酒による身体への作用・影響や飲酒運転の危険性等を事例を用いて理解させること。
（２）確実な点呼の実施体制が確保できているか確認し、必要に応じ見直しを行うとともに、点呼時におけるアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認を行うこと。
（３）運転者の飲酒状況を把握するとともに、日常的に飲酒する習慣がある運転者に対しては、遠隔地の点呼において確実に酒気帯びの有無を確認できる機器を用いるなどにより管理を行うこと。

◇◇◇

【メールマガジン「事業用自動車安全通信」】
発行　国土交通省自動車局安全政策課
＊このメルマガについてのご意見は、＜　jiko-antai@mlit.go.jp　＞までお寄せください。

よくある質問（配信登録の解除方法等）
（　http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/faq.html　）
＊ご登録されたメールアドレスの変更は、配信登録を解除していただき、新たに配信登録をお願いします。
配信登録を解除する場合は、以下のアドレスで登録解除することができます。
（　http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/stop.html　）

【参考】
＊自動車局ホームページ
（　http://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html　）
＊自動車の不具合情報はこちら
最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。
・ホームページ受付
（　http://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/hotline.html　）
・フリーダイヤル受付　0120－744－960
（平日9:30～12:00　13:00～17:30）
・自動音声受付　03－3580－4434（年中無休・24時間）
＊自動車のリコール等の通知等があったときは！
使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

◆◆◆